



宮 崎 県 公 報

平成25年 6 月24日（月曜日） 第 2499 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 1	
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 1	
○道路の供用の開始……………（ ” ） 1	
公 告	

○土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 1	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………（ ” ） 2	
○土地改良区の定款変更の認可……………（ ” ） 3	
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………（ ” ） 3	
○平成25年度家畜商講習会の開催……………（畜産振興課） 3	
正 誤	
○平成21年 6 月 1 日付け県公報（第2087号）中…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 385号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字岩下乙5278－1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 386号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月24日から平成25年 7 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 財光寺字菰	旧	7.4 ～ 7.6	160.0

			無田3418番 2地先から 同市同大字 字木原3435 番1地先ま で	新	19.0～ 23.0	160.0
--	--	--	--	---	---------------	-------

宮崎県告示第 387号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月24日から平成25年 7 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 財光寺字菰 無田3418番 2地先から 同市同大字 字木原3435 番1地先ま で	平成25年 6 月24日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	岩 本 三 芳	新富町大字上富田4122番地 4

（任期：平成28年 4 月28日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
副理事長	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	松 浦 次 雄	宮崎市大字浮田1414番地 2
理 事	井 上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1
理 事	黒 木 幸 男	宮崎市大字富吉 281番地
理 事	横 山 林	宮崎市大字富吉5302番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	黒 木 優	宮崎市大字長嶺 238番地
理 事	谷 口 未 藏	宮崎市大字柏原1180番地29
理 事	川 崎 和 久	宮崎市大字跡江 736番地
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	外 山 克 彦	宮崎市大字富吉2596番地 2
理 事	坂 本 武	宮崎市大字浮田 608番地
理 事	大 野 清 人	宮崎市大字細江 360番地
理 事	高 妻 芳 光	宮崎市大字生目 253番地
理 事	後 藤 喜一郎	宮崎市大字長嶺 679番地 3
理 事	谷 口 一 広	宮崎市大字柏原 660番地

理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
総括監事	岩 切 奈良美	宮崎市大字長嶺 237番地
監 事	日 高 義 人	宮崎市大字生目4676番地
監 事	松 浦 宗 俊	宮崎市大字柏原 985番地

（任期：平成27年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	松 浦 次 雄	宮崎市大字浮田1414番地 2
理 事	井 上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1
理 事	日 高 一 光	宮崎市大字富吉5055番地
理 事	井 上 隆	宮崎市大字富吉 567番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	黒 木 優	宮崎市大字長嶺 238番地
理 事	谷 口 未 藏	宮崎市大字柏原1180番地29
理 事	川 崎 和 久	宮崎市大字跡江 736番地
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 透	宮崎市大字富吉2531番地 2
理 事	坂 本 武	宮崎市大字浮田 608番地
理 事	大 野 清 人	宮崎市大字細江 360番地
理 事	高 妻 芳 光	宮崎市大字生目 253番地
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2
理 事	谷 口 一 広	宮崎市大字柏原 660番地
理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
監 事	岩 切 奈良美	宮崎市大字長嶺 237番地

監 事	日 高 義 人	宮崎市大字生目4676番地
監 事	松 浦 宗 俊	宮崎市大字柏原 985番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）から平成25年 4 月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	阪 東 和 博	新富町大字下富田3326番地

（任期：平成28年 3 月31日まで）

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成25年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成25年 6 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

開催月日	場 所	時 間
平成25年 8 月22日 及び23日	宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10号 宮崎県庁 3 号館 3 51会議室	受付 午前 8 時30分から 講習 午前 9 時から 午後 5 時まで

2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

3 講習を受けることができる者

今後、家畜の取引業務を営もうとする者（資格のいかんを問わない。）

4 受講の手続

講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3 , 300円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真をはり、平成 25年 7 月12日までに最寄りの農林振興局（西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁）に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産振興課（電話0985（26 ） 7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

正 誤

平成21年 6 月 1 日付け県公報（第2087号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	24、34及び40	所野尾	所尾野

--	--